

## 子育て家庭に対する支援の拡充 高校生等の入院費の無償化を始めます

子育て家庭に対する支援の拡充として、新たに高校生等の入院費助成を行います。令和5年4月診療分より助成対象となります。

申請には領収書が必要となりますので、領収書の保管をお願いします。



### ●拡充対象者 高校生等(18歳になった年の年度末まで)

※ただし、他の福祉医療費助成制度の対象となる場合は除きます。

### ●助成内容 令和5年4月以降の入院にかかる保険診療の自己負担すべて(ただし、通院は対象外となります。)

※学校の管理下における負傷等の場合、学校を通じて日本スポーツ振興センター災害給付の申請をお願いします。

### ●受付開始時期 4月から(支払時期は10月以降となります。)

### ●申請に必要なもの

- ・領収書
- ・通帳
- ・マイナンバーがわかるもの
- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)
- ・高額療養費等の給付額が確認できる書類(該当する方のみ)

受給券の発行はありません。一旦、医療機関の窓口で健康保険の自己負担金をお支払いいただき、後日、住民課保険年金担当で払い戻しの手続き(償還払い)の申請をお願いします。

## 子ども医療費受給券の 切り替え手続きは お済みですか？

町では、子どもたちと子育て世代をサポートするため、小・中学生を対象に医療費の助成を実施しています。

この助成を受けるためには、事前に受給券の切り替えが必要です。

4月から小学校へ入学される方には、2月中旬に申請案内を郵送しました。申請がお済みでない方は、左記まで申請書の提出をお願いします。

4月中に申請書等を提出されないと4月から助成が受けられない場合がありますのでご注意ください。



### ◆申請・問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎0748-52-6584

## 小・中学校 日野町就学援助制度の ご案内

経済的な理由によって、小・中学校への就学に支援が必要と認められる家庭に対して、学用品費や給食費などの一部を援助する制度を実施しています。制度の利用を希望される方は、各校または学校教育課にご相談ください。

### ●対象

町内に住所を有し、町内の小・中学校および県立中学校に子どもが在籍する家庭で、世帯全員の前年の所得合計が基準以下の家庭など。

### ●申請方法

申請書に必要な事項を記入の上、必要書類を添えて各学校へ提出してください(申請書は、各学校や学校教育課または町のホームページにあります)。年度途中での申請も随時受付しています。認定された場合、申請月の翌月から該当になります。

### ◆問い合わせ先

教育委員会事務局 学校教育課

☎0748-52-6564

みんなで支えあう

# 国民健康保険

## 柔道整復師(接骨院・整骨院)のかかり方

施術を受けるときは、健康保険の対象になる場合とならない場合があります。

保険の対象となる施術	保険の対象とならない施術
◎医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲、ねんざ、肉離れなどと診断または判断され、施術を受けたとき ※骨折および脱臼については、応急手当をする場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。	●単なる疲労や慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労 ●脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術 ●仕事や通勤途上に起きた負傷(労災保険の対象となる場合)など

施術を受ける際は、以下のことに注意し、正しく受診しましょう。

### 施術を受けるときの注意

- ①負傷の原因を正確に伝えましょう  
交通事故などの第三者行為による施術の場合は、左記まで連絡してください。
- ②施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けましょう  
内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けましょう。
- ③療養費支給申請書の内容をよく確認しましょう  
接骨院で施術を受ける場合、療養費支給申請書に署名が必要となります。

す。この申請書には、傷病名や施術内容、回数などが記載されていますので、内容を確認してから署名しましょう。

### ④領収証は必ずもらいましょう

領収証は保管しておき、医療費通知で金額・日数の確認をしてください。また、医療費控除を受ける際にも必要です。大切に保管してください。



◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当

☎0748-52-6584

## 国民年金からのお知らせ

### 20歳以上の学生の皆さん

### 学生納付特例制度はご存知ですか？

国民年金には、学生本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となるのは、20歳以上の学生の方です。

なお、学生納付特例を希望される方は、毎年度申請が必要です。申請される方は、学生証または在学期間のわかる証明書を持って、草津年金事務所または住民課までお越しください。

追納を希望される場合は、草津年金事務所または住民課までお越しください。



学生納付特例が承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」の受給に必要な期間(受給資格期間)に算入されるほか、万一の場合に支給される「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間にも反映されます。ただし年金額には反映されません。

◆問い合わせ先  
日本年金機構 草津年金事務所  
(国民年金課)

☎077-567-2220

住民課 保険年金担当

☎0748-52-6584